



新たに360万円の 賠償を追加請求

福島、棚倉の接骨師

福島市と東白川郡棚倉町の接骨師一人が健康保険の療養費の支払いをめぐる福島地裁で国に損害賠償を求めている訴訟で、原告の二接骨師は八日「国民健康保険や老人保険

を扱う市町村からも療養費の支払いを拒否されたとして、国を相手に新たに三百六十万円、損害賠償を追加請求した。

訴状によると、原告の一人の棚倉町下町三八、高坂又継さん(七三)は昨年十一月三十日、診察した国民健康保険や老人保険の患者の療養費を西

会津 東山庵 (0242) 26-6013

白河郡矢吹町に請求したが、町は「協定外の団体に所属している接骨師に療養費を支払わないよう県から指示された」と支払いを拒否。県も「国の意向で町を指導している」と説明した。

高坂さんらは「国民健康保険の場合は、患者から療養費の受領委任を受けた接骨師が市町村に代理請求する方式であり、今回の措置は納得できない。国が訴訟を故意につぶそうとしているのは明らかで、名誉や信用を傷つけられた」と主張している。

「訴状の内容を検討して事実関係を調べたうえ、国ともに対応を考えた」と話している。昨年十一月三十日に開かれた第一回口頭弁論で、被告の国側は訴えの棄却を求める答弁書を提出している。今回の追加提訴で、合計の請求額は約九百四十万円になった。



請求額300万円 加算申し立て

接骨師の国家賠償訴訟
被保険者に代わって行った
賠償請求を社会保険事務所が
拒否された福島市などの接骨

師二人が国と四つの健康保険組合を相手に起している損害賠償請求訴訟で、原告側は八日、請求金額をこれまでの約五百八十万円から約九百四十万円に変更する申立書を福島地裁に提出した。

申立書によると、原告側は原告の一人が国民健康保険と老人保険の被保険者の患者の委任を受けて西白河郡矢吹町に接骨費の代理請求をしたところ、それまで認められていたのに去年十一月三十日になって突然支払いを拒否された。原告側代理人が県保険課に問い合せたところ、「国の意向により矢吹町を指導した」との返事だったという。これについて原告側は、国が訴訟を故意に遅延しようとしていることは明らかで、裁判を受ける権利に対する重大な侵害行為、と主張している。



権利侵害で追加請求 健康代理請求賠償訴訟 原告に代わって行った放棄

費の代理請求を認めないのは違法だとして、棚倉町下町三八、柔道整復師高坂又雄さん(三〇)、福島市陣場町五ノ一五、同菊地和宏さん(三〇)の二人が、国と四健康保険組合を相手に約五百八十万円の損害賠償を求め争っている訴訟で、原告側は八日、新たに、憲法で保障されている裁判を受ける権利を侵害され、精神的な損害を受けたとして、三百六十万円の損害賠償を求める追加請求を行った。これで賠償請求総額は九百四十万円になった。



本件資料は、一部当局機関が、本件裁判潰しを狙って不当な調査権乱用を行ったことに対し(資料4「仮処分禁止事件」参照)、追加の賠償請求を起したものです。

国及び健康保険組合などからは絶対に負けられない裁判であることは分りますが、しかし、だからといって地方自治体・国民健康保険などまで圧力を加えて裁判潰しを図るなどは国としての姿勢に重大な疑問を抱かせます。

各紙それぞれの記述をしています。

資料 16 昭和63年1月9日(土) 毎日新聞・福島版

1988年(昭和63年)1月9日(土曜日)

福島3 (20)

福島版

360万円を新たに追加請求

接骨師療養費
代理請求訴訟

東白川郡柳倉町と福島市の二人の接骨師が代理請求した療養費を国と健保組合から支払いを拒否されたとして損害賠償を求めている訴訟で、原告二人は「国民健康保険を扱っている町村からも療養費の支払いを拒否されるという形の圧力で裁判を受ける権利を侵害された」として、八日、福島地裁に新たに国を相手取り三百六十万円の損害賠償を追加請求した。

訴えているのは、東白川郡柳倉町下町三八、接骨師、高坂又雄さん(三十三)と二人。訴えによると、高坂さんは昨年十一月三十日、診察した患者の

療養費を西白川郡矢吹町に代理請求したが、同町は「県の保険費の指導で療養費を支払わないよう指示された」と支払いを拒否した。県は高坂さんらの問い合わせに対し「国の意向により矢吹町を指導した」と回答した。高坂さんらは「国保など市町村健康保険の療養費請求は、接骨師が患者から直接受領委任を受ける方式が用いられており、国が理由なしに権限外の国保などに圧力をかけるのは明らかに国が今回の訴訟を故意につぶ

そいつをするもので、各紙や信用を著しく侮蔑された」と主張している。県保険費では訴訟状の内容を検討して国と対応を協議したいと語っている。昨年十月に起された訴訟の第一回口頭弁論は昨年十一月三十日に福島地裁で開かれ、被告の国と健保組合側は訴えの棄却を求める答弁書を提出した。

◎ 資料 17

資料 17 昭和63年1月31日(日) 朝日新聞・茨城版

1988年(昭和63年)1月31日 日曜日

(21) 茨城 12版▲



健保は千七百万円支払え

接骨士が訴え

特定の団体に加盟していない
ことを理由に療養費の代理請求
を拒否することは違法、として
県内の接骨士九人と接骨士団体
が二十日、国と十一の健康保険
請求訴訟を水戸地裁に起し
た。

訴えたのは、水戸市利和田
町、堀井孝男さん(四十九)と
日本接骨士会(本部・東京、登
山殿会長)。訴えられたのは、
国、健康保険組合連合会と、日
立製作所健康保険組合など十一

の健保組合。
訴状によると、堀井さんら九
人は昨年一月から八月までに、
のべ千三十五人の治療をした
が、患者に代わって療養費約四
百二十万円の支払いを水戸北な

ど五カ所の社会保険事務所と十
一の健保組合に請求したとこ
ろ、「代理請求を認める社団法
人日本柔道整復師会に加盟して
いない」と拒否された。このた
め、九人は生活不安に陥り、九

人のうち八人が所属する日本接
骨士会は、会員の訴えに対処す
るため、多大な対策費の支出を
強いられた、としている。

本件は、前記各記事が福島県で起きた事件であるが、国及び保険者の妨害事件がその後
も強行されていることから、敢て全面对決も辞さずとし、遂に茨城県においても水戸地裁
に国家賠償請求訴訟を起したものです。



1988年(昭和63年) 2月18日(木曜日)

社会 14版 (26)

接骨師らが国など相手に提訴
「特定団体のみ
保険代理請求権」
岡や健保組合連合会が特定
の接骨師団体にしか保険給付
の代理請求権を認めないのは
違法だとして、日本接骨師会
(登山親会長、約百五十人)
と九十三人の接骨師が十七
日、岡や健保連、その加盟組
合を相手に未払い分の保険費
や慰謝料など総額一億二千万
円の損害賠償と代理請求権の
確立を求める訴訟を東京地裁
に起こした。

本件は、整復師社会の将来を決定するような重大問題として療養費・受任者払い取り扱い問題をとりえ、前記茨城県水戸地裁に続き東京都においても東京地裁に国家賠償請求事件を起しました。

整復師社会が「保険取り扱い」をめぐる、特定団体の特権とされ、独占化され、思慮的取り扱いによる御用機関となるか、国民のための整復師制度として堂々と自由に平等に保険制度に参加できるかどうかの最大の決戦となりました。

読売新聞

THE YOMIURI SHIMBUN

第40131号 (日刊) ©読売新聞社1988年

3月5日 土曜
1988年(昭和63)

読売新聞社
〒100-7-1
東京都千代田区千代田
電話 312-4211
312-4212
312-4213

「代理請求の拒否 違法」と訴え

国など相手に接骨師
「原告の代理請求を拒否し
療養費の支払いをしないのは
違法だ」として小山市の接骨
師らが岡や栃木市、六雄健康
保険組合などを相手取って訴訟
約七百四十万円余りの支払い

賠償金と健康保険組合の機関
誌への謝罪広告の掲載を求め
た訴訟を四回まで「原告側
は接骨師を相手取った。小山市など
訴えのなか、小山市大行寺
一〇二〇、タカヤ接骨院「
接骨師岡好夫(文三)と日本接
骨師会(岡田龍平立役、登山
敗訴後)。訴えられたのは
政府管轄社会保険を相手とする
岡田龍平健康保険を相手とする
栃木市、岡野町、大平町の三
市町、それに県健康保険
組合など組合健康六団体。
原告は接骨師(接骨師)の免許
をめぐり六十年二月に開発、日
本接骨師会に所属する会費だ
った。無療養の請求は手続書
を簡略化するため、日本接骨
師会が義務に代わって保険給
付に請求する「代理請求」と
いふ言葉をこめていた。

しかし、岡、栃木市など三
市町と六つの健康保険組合団
体は日本接骨師会とは協定を
結んでいないという理由から
原告側の支払いを拒否して、協
定の締結も拒否して、八と
いふ理由で日本接骨師会

日本接骨師会のほかに日本接
骨師会があるが、日本接
骨師会とは協定を結んで
いないので代理請求を認めて
いる。
原告側は六十二年三月
日本接骨師会に所属せよ
を争うまで代理請求を拒否さ
れ、その間、栃木市など三市
町在住の原告の療養費二百七
十八件分を回収するところが
言わず大きな損害をこうむっ
たといっている。
接骨師などの代理請求を認
めて国などを相手取って換
算賠償を求めた訴訟は、岡野
町、大平、大行寺を相手として四番
目。

本件は、療養費・受任者払い取り扱い事件が業界健全化の最大の障害物であると、敢て全国での戦いも受けて立つということで栃木県・宇都宮地裁でも国家賠償請求事件として訴訟を起しました。

◎ 資料 20

資料 20 昭和63年4月7日(木) 福島民友

昭和63年(1988年)4月7日(木曜日)

日版(18)



原告側が準備書面
福島などの接骨医訴訟
原告に代わって行った取
費の代理請求を認めないのは
違法だとして、棚倉町と福
島市の柔道整復師二人が、國
と四健康保険組合を相手に、
約五百八十万円の損害賠償を
求めた訴訟の第三回口頭弁論
は六日、福島地裁(小林茂雄
裁判長)で開かれた。
原告側が請求の正当性を述

べる準備書面を提出したのに
対し、被告側は、宇都宮、水
戸などで係争中の同様の訴訟
と足並みをそろえたいとし
て、弁論を次回に延ばした。

本件は、福島地裁における第3回口頭弁論が行なわれたとき、原告が「正当性を述べる準備書面」を提出したが、被告は東京・茨城・栃木などでも起されている事件との調整を理由に遂に準備書面を提出しなかったものです。

読売新聞

THE YOMIURI SHIMBUN

第40172号 (日刊) ©読売新聞社1988年

4月15日 金曜日
1988年(昭和63年)

発行所
読売新聞社
東京都千代田区大手町1-7-1
郵便番号100-55
電話(03)242-1111
郵便振替口座東京4-612

12版 (24)

茨城読賣

「代理請求、支払い拒否は違法」

接骨師の国家賠償請求訴訟 第一回口頭弁論で原告側

接骨治療にかかった代金請求をめぐり、県内在住の日本接骨師会の接骨師九人(船井孝男代表)が、国と千一の企業の健康保険組合を相手取って起こした計一千七百三十三万円の国家賠償請求訴訟の第一回口頭弁論が十四日、水戸地裁(矢崎秀一裁判長)で開かれた。

訴訟によると、原告らは、もともと療養費を被保険者から受け取るのではなく、保険者(国や企業の健保組合)から受け取る「代理請求」方式を採用してきたが、一昨年十月

に突然、「原告らの所属する日本接骨師会は、県との協定外の団体」という理由だけで代金支払いを拒否された。

原告らは「代理請求制度は民法上許容されるべきもの。民法上許容されるべきもの。故額の支払い拒否は違法」として、昨年一月から八月までの療養費の回収と慰謝料を請求した。

「これに対し、被告側は「適正な運営が確保できない団体には委任方式は認められず、療養費支払い請求権はない。原告の訴えは棄却されるべきだ」と主張した。

本件は、昭和63年4月14日(木)水戸地裁での第1回口頭弁論が行なわれたときのものです。この中で国は、特定団体のみに受任者払いの特権を認めた理由を「適正な運営ができる」と明らかにしました。本件事件は以後「適正な運営」が一体どのようなものかをめぐって進められることになりました。

しかし、実際問題としてこの「適正な運営」がどのようなものであるか、特に「受任者払い」問題が保険取り扱い上の問題であることを注意するとき、特定団体の適正な運営が問題とされることになります。

なお、この件について、裁判以後ですが後に、日本接骨師会の保険取り扱いの統計資料が、関係機関当局の発表した統計に比してさらにまじめなものであることが分ることになりました。

栃木讀賣

☆12版☆ (26)

保険の代理請求認めよ

接骨師、国など相手に訴え

治療費の保険給付分を患者に代わり接骨師が請求する「代理請求」を、特定の接骨師団体にのみ認め、他の接骨師に認めないのは違法だとして、十八人の接骨師らが国と健康保険組合連合会、県内外の九健康保険組合を相手取って、原告接骨師らの「代理請求」を認め、総額約千五百四十五万円の損害賠償を求めた訴訟を二十日までに、宇都宮地裁に起した。

訴えたのは千葉県船橋市、赤坂敦美さん(三)ほか東京都、福島、茨城県などの接骨師十八人と日本接骨師会(東京都足立区)、登山敷会長、会

員約百五十人。訴えによると、赤坂さんらは茨城県接骨師法により接骨師の免許を受け、整骨院を開業しており、同会の会費。接骨治療の場合、患者には保険により治療費が支払われるが、患者側の手続きの煩雑さを取り除くため、接骨師団体が患者に代わり費用を請求する「代理請求」が横行している。ところが、国や健康保険組合連合会は社団法人日本柔道整復師会(会費約約一万一千五百円)とのみ代理請求を認める協定を結んでいるが、協定のない原告の日本接骨師会には代理請求を認めず、し

かも協定の締結を拒んでい

る。

このため、日本接骨師会に所属する赤坂さんらは、患者に支払われるべき治療費を肩代わりしている形になり、収入の道を断たれ深刻な生活不安に陥っているという。また、一部の患者から「保険のきかない接骨師」とみられるなど社会的評価が低下、大きな不利益を受けたとして、健康保険組合連合会に対し取り扱いの扱いを認める謝罪広告を出すことも求めている。さらに特定の団体とのみ協定を結び、原告側に代理請求を認めないのは法の下の平等を定めた憲法一四条に違反するとしてい

同様の訴訟は福島茨城県津波を起さなければならず、原告は。

第一回口頭弁論は、おす二

昭和63年(1988)
6月24日
金曜日 先負
第13814号(日刊)

栃木新聞

THE TOCHIGI SHIMBUN

発行所
栃木新聞社
〒320-0001 栃木市
電話(0285)22-3111(代)
電報掛(0285)22-5302
〒320-0001 栃木市
電話(0285)22-1488
C 栃木新聞社 1988

(15)

(第三種郵便物認可)

資料 23
昭和63年6月
24日(金) 栃
木新聞

治療費の「代理請求」

協定外接骨師に 認めぬのは違法

国らに損害賠償訴え

宇地裁で 口頭弁論 被告、現行で合理性

協定外接骨師に治療費を請求する「代理請求」を認めないとする判決を、宇地裁判所が、協定外接骨師に損害賠償を求めた原告の請求を認め、協定外接骨師に損害賠償を命じた。原告は、協定外接骨師に治療費を請求する「代理請求」を認めないとする判決を不服として、宇地裁判所に損害賠償を求めた。被告は、現行で合理性があるとして、原告の請求を認めないとする判決を求めた。宇地裁判所は、原告の請求を認め、被告の請求を認めないとする判決を出した。

原告は、協定外接骨師に治療費を請求する「代理請求」を認めないとする判決を不服として、宇地裁判所に損害賠償を求めた。被告は、現行で合理性があるとして、原告の請求を認めないとする判決を求めた。宇地裁判所は、原告の請求を認め、被告の請求を認めないとする判決を出した。

宇地裁判所は、原告の請求を認め、被告の請求を認めないとする判決を出した。原告は、協定外接骨師に治療費を請求する「代理請求」を認めないとする判決を不服として、宇地裁判所に損害賠償を求めた。被告は、現行で合理性があるとして、原告の請求を認めないとする判決を求めた。宇地裁判所は、原告の請求を認め、被告の請求を認めないとする判決を出した。